記入例

※一般的な記入例ですので、不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

いの町役場
町民課　戸籍係
(088)893－1117

窓口、または夜間休日に提出する日を記入して下さい。

※夜間、休日の提出は宿直受付となり、戸籍届出のみとなります。
住所変更等はお取扱いできません。

離婚届

令和 元 年 5 月 1 日届出

高知県吾川郡いの町長 殿

受理	令和 年 月 日 第 号	発送	令和 年 月 日
送付	令和 年 月 日 第 号		長印

戸籍調査	戸籍記載	記載調査	調査票	謄・抄本	住民票	通知

	夫	妻
(1) 氏名（はんかた）	伊野 太郎（いの たろう）	伊野 花子（いの はなこ）
生年月日	昭和 50 年 4 月 1 日	昭和 52 年 10 月 5 日
住所（住民登録をしているところ）（はんかた）	高知県吾川郡いの町 1700番地1 いのハイツ201号	高知県吾川郡いの町 1700番地1 いのハイツ201号
世帯主の氏名	伊野 太郎（いの たろう）	伊野 太郎（いの たろう）
(2) 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	高知県吾川郡いの町枝川 2462 番地	
筆頭者の氏名	伊野 太郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 伊野 一郎 / 母 丸子	妻の父 高知 三郎 / 母 甫子
父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	続き柄 長男	続き柄 次女
	養父 / 養母	養父 / 養母
	続き柄 養子	続き柄 養女

(3) 令和 年 月 日 受理 / 分受理	□届
(4) 離婚の種別	☑協議離婚 / □調停 年 月 日成立 / □審判 年 月 日確定 / □和解 年 月 日成立 / □請求の認諾 年 月 日認諾 / □判決 年 月 日確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 は ☑妻 □もとの戸籍にもどる ☑新しい戸籍をつくる / 高知県吾川郡いの町枝川 2462 番地 筆頭者の氏名 高知 花子（たかち はなこ）
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 / 妻が親権を行う子 伊野 太一郎
(6) 同居の期間	平成 20 年 6 月から（同居を始めたとき） 年 月まで（別居したとき）
(8) 別居する前の住所	番地 番 号
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☑3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は3） □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯
夫妻の職業（国勢調査の年のみ記入してください）	夫の職業 会社員 / 妻の職業 無職
その他	
届出人署名（※押印は任意）	夫 伊野 太郎 印 / 妻 伊野 花子 印
令和 年 月 日	連絡先 電話（ ） 自宅・勤務先［ ］携帯

この欄は旧姓に戻られる方のみ記入して下さい。

別居した時の年月日は、別居を始めた年月日を書いてください。別居をしていない場合は書かないで下さい。

職業は、国勢調査の年のみ記入して下さい。

日中に連絡のとれるところを記入して下さい。携帯電話でもかまいません。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの　調停離婚のとき➡調停調書の謄本
審判離婚のとき➡審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき➡和解調書の謄本
認諾離婚のとき➡認諾調書の謄本
判決離婚のとき➡判決書の謄本と確定証明書

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	伊野 一郎 印	高知 三郎 印
生年月日	昭和23年 5月 10日	昭和20年 9月 25日
住所	高知県吾川郡いの町 1400番地	高知県高知市本町 5丁目1番地45号
本籍	高知県吾川郡いの町 枝川 2462 番地	高知県高知市丸ノ内 1丁目 2 番地 20号

※協議離婚の場合は、成人2名の証人が必要です。どなたでもかまいません。夫婦でなられる場合は、各自別々の印を押してください。

※裁判離婚の場合は必要ありません。

※離婚する当事者はなれません。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。
（面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。）

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法：（□公正証書　□それ以外）
（養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。）
□まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省　離婚　　法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374　【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◉　署名は必ず本人が自署してください

離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）→ 別添